

滋賀県農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要領

昭和 61 年 4 月 1 日 滋農村第 892 号

最終改正 平成 27 年 12 月 28 日 滋農振第 255 号

第 1 趣旨

農地および農業用施設に係る災害復旧事業に関する事務の取扱いについては、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和 40 年 9 月 10 日 40 農地 D 第 1130 号）、並びに滋賀県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱（昭和 55 年 10 月 1 日 滋耕指 第 1088 号。以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 被害報告（要綱第 3 条 1 項）

(1) 市町担当者は別途指定される日時までに、別紙「農地農業用施設被害集計表」に準じて電子メールおよび電話で、農業農村振興事務所（以下、「事務所」という。）田園振興課担当者（以下、「担当者」という。）に被害報告（速報）を行うこと。なお、報告の際、被災箇所から近接する雨量観測所の降雨量結果（別紙「雨量等集計表」）を添付すること。また、被災箇所の概要、現地写真は、入手次第、速やかに報告すること。

担当者は集計した後、速やかに電子メールおよび電話で農村振興課へ被害報告をする。ただし大災害にあつては別途指示によること。

(2) 最終の被害報告（速報確定版）は通常災害の場合おおむね 2 週間以内、大災害にあつてはおおむね 20 日以内とする。

(3) 市町長は前項の最終被害報告の後、関係書類を添付のうえ、遅滞なく被害報告書（様式 1）を提出する。農業農村振興事務所長（以下「所長」という。）は被害報告書を取りまとめたのち農政水産部長に進達する。

なお、大災害が発生し、別途指示があつた場合は、別紙 3「農地及び農業用施設以外の主な被害」を添付すること。

(4) 被害報告書には補助対象とならない被害も含めて報告すること。

(5) 被害報告書は「農地」「農業用施設」に用紙を分け、「本災」、「小災その他」別に千円単位でとりまとめること。

(6) 各市町長は前項までの事務手続をすみやかに行うため、日頃より報告経路等を徹底しておくこと。

第 3 応急仮工事

(1) 応急仮工事は査定前に事業主体の判断で実施するものである。この場合決算補助という形になるのでその実施にあたっては、工事費の精算を確認できる書類（契約書、領収書、材料購入の見積書・領収書、人夫の出役簿等）および応急工事の必要性が確認できる被害状況写真、工事施工写真、竣工写真等整備しておく。

(2) 応急仮工事は 1 箇所当たり 20 万円以上（工事雑費を含む）のもので、かつ本工事の事業費が応急仮工事費を除いて 40 万円以上となるものを補助対象とする。

(3) 査定時には実際に要した費用と設計書作成による費用と比較して安い方の金額で申請すること。なお査定時には必ず比較できるようにしておくこと。

(4) 応急仮工事の責任はすべて事業主体に帰するので県は一切その責任を負わないものとする。

第 4 応急本工事（査定前着工）

- (1) 査定前に着工する必要のある箇所とは以下のとおり。
 - ① 被災施設またはこれに関する施設の増破防止、あるいは作物被害を防止するため緊急に着工する必要のある、いわゆる応急本工事を実施する箇所。
 - ② 緊急に復旧すれば作付時期に間に合う農地の復旧工事。
- (2) 応急本工事は、被害事実が確認できる現場写真、その他証拠書類等により、被災の状況、およびしゅん工、ならびに工事費の精算等が確認できるものに限る。
- (3) 事業主体は決定通知前事業着手承認願書に査定表、被災写真、被災説明資料を添えて3部提出すること。所長は、現地および書類審査のうえ止むを得ないものと認めた時は遅滞なく農政水産部長まで進達する。(要綱第10条)
- (4) 農政局の指示により、現地に国の係官が派遣(財務立会)されるか、または事業主体が農政局に關係書類を持参し、机上で承認を受けた後、財務局の承認が得られた場合、知事は決定通知前事業着手承認をする。(本課執行)
- (5) 前項までの手続を怠った場合は、査定時に欠格として補助対象とならないことがあるので注意するとともに、査定事業費決定に関して県は一切その責任を負わない。
- (6) 応急本工事は、1箇所にする応急仮工事が20万円以上で、これを除く復旧工事に要する費用が40万円以上となる箇所を対象とする。
- (7) 事業計画変更は事業費決定があるまではすべて重要変更扱とする。

第5 事業計画概要書(査定設計書)

- (1) 事業主体長は補助計画概要書を災害発生後すみやかに作成するものとするが、遅くとも災害発生50日以内または査定開始日の30日前のいずれか早い期日までに、様式2により3部知事に提出しなければならない。所長は、設計書を除く書類をとりまとめのうえ農政水産部長に進達する。
- (2) 査定設計書に使用する歩掛、単価は、各被災年の「災害復旧事業の査定設計に使用する単価及び歩掛」を使用しなければならない。
- (3) 総合単価使用可能地区は原則として県より通知した総合単価を使用するものとする。(平成5年6月16日付5構改第423号「農地農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領」および「同運用」(平成元年4月1日)により事務処理すること。)
- (4) 作成にあたっては、「災害査定に関する打ち合せ協議事項【近畿農政局・近畿財務局】」に記載される査定要領および記載例に基づき各事項を記入すること。

第6 地区別一覧表

- (1) 市町長は、補助計画概要書と併せて地区別一覧表(別紙4)を提出すること。所長はとりまとめのうえ農政水産部長に進達する。
- (2) 地区別一覧表の被害額は被害報告書より転記し、申請額は被害額を上回ってはならない。

第7 査定計画

- (1) 査定日程は農村振興課長より所長を経由し、各事業主体あて日程表を通知する。事務所および事業主体は日程表に合わせて準備すること。
- (2) 現地待合せ場所、時刻等は電子メール、電話連絡により協議し遺憾のないようにすること。

第8 査定

- (1) 査定は農地農業用施設災害復旧事業査定要領(昭和40年9月10日付け40農地D第1128号。以下、「査定要領」という。)により実施するものとする。

- (2) 災害査定は、査定官（農林水産技官）、立会官（財務事務官）、県立会官（農村振興課・事務所田園振興課）により実施される。
- (3) 地区別一覧表の申請額と査定表の申請額に相違のないよう注意すること。

第9 事業費決定前施行（要綱第10条）

- (1) 事業費決定は通常査定後1カ月程度経過してから通知されることとなるが、通知前に着工する必要がある場合（以下、「施越工事」という。）、事業主体長はすみやかに実施設計書に組み替え、決定通知前事業着手承認申請書を提出すること。
- (2) 前項の決定通知事業着手承認申請書の実実施設計額と査定設計額に相違のある場合は変更理由書と計画変更比較表を添付すること。なお、その場合の変更内容が第12(2)の軽微変更に該当するものについては、当該承認申請書をもって、実施設計額の変更に係る承認申請を兼ねることができる。
- (3) 所長は内容審査のうえ、内容が適正であり、真にやむを得ないと認めたときは、事業主体長あて承認を通知（所長専決）するとともに、毎月7日までに、発生災害年別、農地・農業用施設別に集計のうえ、変更地区別一覧表（別紙5）に計画変更比較表を添付して農政水産部長へ報告する。なお、第12(3)において、当該分を併せて集計のうえ報告する場合、これを省略することができる。

第10 事業費決定

- (1) 事業費決定は補助事業の採択と同じで、この通知により補助事業として認められたことになる。（実質的には査定行為を事業費の決定行為とと考えてよい。）
- (2) 事業費決定は知事から各事業主体長に通知するものとする（本課執行）。同時に一覧表を部長から所長に送付する。

第11 予算要求

- (1) 事業主体長は事業費決定通知後、別途実施される執行状況調査に基づき、発生年災別、農地・農業用施設別に、予算要求書および年度別工事執行計画を作成のうえ、所長へ提出すること。
- (2) 所長はとりまとめのうえ、農村振興課長へ送付する。

第12 事業計画変更（要綱第11条）

- (1) 災害復旧事業においては、査定設計書から実施設計書に組み替える場合、または実施設計書に変更を加える場合は必ず事業計画変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (2) 計画変更は軽微変更と重要変更とに区別する。なお、軽微変更と重要変更の区分については、「農地・農業用施設災害復旧事業計画概要書等の変更の取扱いについて（平成12年4月1日付け構造改善局防災課長通知）」、「計画変更の取扱いについて（昭和50年8月21日付け構造改善局防災課長通知）」、および「計画変更の取扱いについての一部改正について（平成25年8月27日付け農村振興局災害対策室長通知）」に基づく。
- (3) 軽微変更にかかるものにあつては、事業主体長は事業計画変更承認申請書に必要書類を添付して所長へ1部提出する。所長は審査のうえ適正と認めたときは、事業主体長あて承認を通知するとともに、毎月7日までに、発生災害年別、農地・農業用施設別に集計のうえ、変更地区別一覧表に計画変更比較表を添付して農政水産部長に報告する。
- (4) 重要変更にかかるものにあつては、事業主体長は事業計画変更承認申請書に必要書類を添付して通常、3部提出する。所長は審査表を添付した地区設計書綴を添えて農政水産部長に申請書を2部進達する。ただし、計画変更内容により部数の追加が必要な場合（財務局協議）があるため、提出にあたっては事前に農村振興課へ確認を行うこと。また、進達にあたっては、農村振興課へ事前協議を行うこととする。

- (5) 農政局長から承認された後、農村振興課長は直ちに、所長を經由して変更承認を通知する。
- (6) 変更一覧表は農地、農業用施設により用紙を区分すること。
- (7) 事業の中止および廃止をしようとする場合は、あらかじめ承認を受けなければならない。事業主体は、中止または廃止を承認申請する場合、様式3により中止（廃止）申請書を所長へ提出すること。所長はとりまとめのうえ農政水産部長へ進達する。

なお、自力復旧に伴う廃止の場合、今後、当該箇所において災害が発生した場合であっても災害復旧事業の対象外となることから、その旨を十分理解のうえ申請すること。

また、廃止の申請にあたっては関係地権者および耕作者の承諾書を添付すること。

第13 施越工事

- (1) 施越工事について、第8項に基づき承認を受けた事業主体長は補助事業と同様、適切な事業遂行をしなければならない。また、事業補助計画書および事業成績書等の工期は実際の工期を記入し、偽ってはならない。
- (2) 施越工事は真に止むを得ない場合に施行するものであってむやみに申請するものでない。
- (3) 施越工事を行う場合の財源措置は事業主体により確保し、補助金をもって精算する予算措置は認めない。故に施越工事における補助金は翌年度以降となる場合もある。
- (4) 決定通知前事業着手承認申請書に変更理由書、計画変更比較表が添付してある場合は、変更内容が軽微な変更の場合に限り、事業着手承認をもって変更承認したものと解する。

第14 工事完了報告書（要綱第13条）

- (1) 事業主体長は、補助金交付決定通知前に工事完了した地区について完了後30日以内に所長へ工事完了報告書を1部提出すること。なお、事業計画に対し、工事が複数に分割される場合は、工事ごとに当該報告書を提出すること。

第15 竣工検査

- (1) 前項の書類の提出があったとき、所長は遅滞なく係員を派遣し、竣工検査をおこなわせるものとする。
- (2) 竣工検査は、当該工事に係る検査設計書および実施設計書の内容、施設の位置、法線、延長、断面、形状、強度等（以下、「施設の位置等」という。）ならびに当該工事に使用した材料の形状、寸法、材質、数量等（以下、「材料の形状等」という。）について行うものとする。
- (3) 前項の検査は、原則として実地検査により行うものとする。ただし、やむを得ない事情がありかつ写真その他の資料により確実に出来形が確認できる場合に限り、書類検査をもって実地検査に代えることができる。
- (4) 所長は竣工検査の結果、適正と認めるときは、事業費の確定を事業主体長あて通知するとともに、農政水産部長に検査復命書（別紙6）の写しと事業成績書を送付する。

第16 交付内示（変更を含む）

- (1) 交付内示は農政水産部長より所長へ補助金で内示する。
- (2) 所長は各箇所事業主体長に事業費、補助金を内示するものとする。

第17 交付申請（要綱第8条）

- (1) 事業主体長は交付内示のあった日から30日以内または別に指示する日までに補助金交付申請書を1部提出する。
- (2) 所長は交付内示のあった日から35日以内または別に指示する日までに農政水産部長へ事業補助計画

書を提出する。

- (3) 交付申請時に計画変更をしようとする場合は変更理由書、変更比較書を添付する。(軽微変更に限る)
- (4) 重要変更にかかるものにあつては第 12 の変更承認を受けた後に交付申請を行うものとする。

第 18 交付決定

- (1) 所長は農政水産部長より交付決定通知があつたときはすみやかに交付決定事務を行うものとする。
- (2) 前項(3)にかかるものは、交付決定通知をもって変更承認を兼ねるものとする。
- (3) 補助金は交付決定と同時に事務所へ令達するものとする。

第 19 工事施行

- (1) 工事施行にあつては、事務所指導のもとに事業の実施に遺憾のないようすること。
- (2) 事務所は農村振興課、農政局と十分な協議のもとに指導すること。
- (3) 工事の施行中に重要変更が生じた場合は速やかに変更承認手続を行い、その承認を受けることとし、承認前に変更部分、またはそれが影響を及ぼす部分の工事を施行してはならない。ただし急を要する場合等、真に止むを得ない場合にあつては電話等で協議し、指示に基づいて施行すること。
なお、その場合の変更内容においては、承認を約束するものではなく、責任はすべて事業主体に帰するものであり、県は一切その責任を負わないものとする。

第 20 補助金・変更承認

- (1) 事業主体長は、変更交付内示のあつた日から 30 日以内または別に指示する日までに補助金変更承認申請書を 1 部提出する。
- (2) 所長は農政水産部長に変更補助計画書を変更交付内示のあつた日から 35 日以内に提出する。
- (3) 事業主体長は、補助金の減額の場合で軽微変更にかかるものは補助金変更承認申請書を提出してその承認を得ること。なお、重要変更にかかるものは事業計画変更承認を受けてから補助金変更承認申請書を提出すること。
- (4) 所長は部長より補助金交付決定の通知があつた場合はすみやかに事業主体に対して補助金交付決定を行う。
- (5) 事業主体長は、計画変更により補助金額が増額し、内示額を上回る場合は、速やかに計画変更手続を行って部分施越を行い、増額内示をもって補助金変更承認申請書を提出すること。

第 21 激甚災害(要綱第 4 条第 4 項)

- (1) 激甚災害は一定期日の災害に対して指定される。
- (2) 激甚災害は官報告示されるので注意すること。
- (3) 激甚災害の適用を受けるためには、災害が激甚指定かつ 1 市町のその年に発生した激甚災害の 1 戸当たり補助控除残が 2 万円以上であることが必要。

第 22 局地激甚災害

- (1) 局地激甚災害は 1 つの気象条件による災害ごとに市町単位の農地・農業用施設、林道の災害定事業費が 1000 万円以上かつ当該市町にかかる当該年度の農業所得推定額の 10% を超える場合に、市町の区域を基準として激甚指定される。ただしその災害にかかる市町ごとの災害査定事業費を合算したものが 5000 万円未満の場合は激甚災害の指定からはずされる。
- (2) 前項による激甚災害に指定されているものは本項の適用を受けない。
- (3) 局地激甚災害の取り扱いはほとんど激甚災害と同じである。

(4) 関係書類の提出については別途指示によること。

第23 増高申請（要綱第5条）

- (1) 補助率増高申請書等の作成にあたっては構造改善局防災課監修「農地等補助率増高の手引き」を参考にすること。
- (2) 補助率増高申請書等の提出期日は通常11月30日までに5部（公文は2部）提出する。所長は内容審査のうえ農政水産部長に12月10日までに4部（公文は1部）進達する。ただし、査定を12月中に受ける場合等、やむを得ず提出が不可能であるときはこの限りではない。
- (3) 増高申請は「補助率決定」と重要性からその作業に慎重を期する必要があるため、12月20日までに事務所および本課において増高説明会、ヒアリングを行うものとする。なお日程は別途指示する。
- (4) 1市町におけるその年に被害を受けた耕作者は3名以上でなければならない。

第24 補助率決定（要綱第6条）

- (1) 増高による補助率および地域は官報に告示される他、知事（本課）より事業主体長、所長に通知するものとする。
- (2) 増高補助率は告示の日より適用されるが予算措置に関しては農林水産省の本省ヒアリングが通った時点でその補助率をもって行うものとする。

第25 状況報告（要綱第12条）

- (1) 状況報告は予算措置および工事の執行状況把握のうえで重要な資料となるため内容および期日を遵守すること。
- (2) 事業主体長は期日までに2部提出し所長はとりまとめのうえ、農政水産部長に進達する。

第26 概算払（要綱第15条）

- (1) 概算払は前金払、出来高払、金額概算払の3種類とする。
- (2) 前金払は保証会社の保証額（工事費の4割以内で工事請負契約書の前金払率以内）の補助金相当分を概算払することができる。事業主体長は概算払（前金）請求書、契約書の写し、保証書の写し各2部を提出する。
- (3) 出来高払は、県の係員の認定があった場合、出来高の補助金相当分の9割を限度として概算払することができる。事業主体長は概算払（出来高）請求書、出来高調書、出来高写真、各2部を提出する。ただし最初の出来高払は4割以上の出来高がなければならない。（繰越等の場合は別途指示）
- (4) 全額概算払は2月末に8割以上の出来高があり、年度内完了見込みがあると県の係員が認定した場合、補助金の全額を概算払することができる。なお決定通知前事業着手した箇所においても2月末に8割以上の出来高があり年度内完了見込があれば交付決定通知後ただちに概算払いすることができる。事業主体長は概算払（全額）請求書、出来高調書、出来高写真（2月末日現在）各2部を提出する。ただし交付決定時までに事業完了している箇所は精算払いとする。
- (5) 事務所係員は前項までの書類の提出があったときは調査のうえ適正と認めた時は認定調書を作成し、所長はそれにより支払うものとする。

第27 実績報告（要綱第14条）

- (1) 事業主体長は各工事完了後30日以内または補助金の交付にかかる年度の末日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出しなければならない。ただし全額概算払した地区は補助金の交付決定のあった年度の翌年度5月10日までに提出しなければならない。

- (2) 補助金の交付決定前に工事完了した地区は交付決定後 30 日以内または補助金の交付にかかる年度の末日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出しなければならない。

第 28 竣工検査（要綱第 16 条）

- (1) 所長は実績報告書の提出があったときはすみやかに係員に竣工検査を行わせるものとする。ただし第 14 の竣工検査を実施した地区にあつては、調査を行わせる。
- (2) 係員は検査または調査の結果、事業の竣工が適正と認めたときは検査または調査復命書を作成し知事に復命する。
- (3) 所長は前項の復命があつたときは事業主体長あて事業費の確定を通知するとともに、農政水産部長に事業成績書および検査（調査）復命書の写しを送付する。

第 29 しゅん工認定

- (1) 所長は、前項にかかる全ての検査（調査）を行い、事業費の額が確定した場合、しゅん工認定票（様式 4、県有施設にあつては様式 4-2）を作成し、補助金の認定額および返還金額を決定する。なお、指摘事項等がある場合、所長は条件を付してしゅん工認定を行うものとする。ただし、前項検査をもって事業完了し、かつ、当該年度単独により全額交付内示される場合に限り、当該復命書をもって認定票におきかえることができる。
- (2) 所長は前項の事業費の確定を通知するとともに、農政水産部長にしゅん工認定票の写しを送付する。

第 30 補助金交付

- (1) 事業主体長は事業費確定通知のあつた場合すみやかに補助金交付請求書を提出すること。
- (2) 所長は前項の請求書の提出があつた場合、はすみやかに補助金を交付する。
- (3) 事業主体長は補助金交付にかかる月の前の月の 15 日までに請求額を担当者に電話連絡すること。

別表 4 (第 21 条 関係)

提出部数表

様式番号	名称	提出部数			備考	
		事務所	県本課	計		
要領 別紙様式	被害集計表	1	0	1		
	雨量等集計表	1	0	1		
	その他被害状況説明資料	(1)	0	(1)		
要領 様式 1 (別紙 1) (別紙 2) (別紙 3)	被害報告書	1	1	2		指示ある場合のみ
	被害箇所一覧表	1	1	2		
	降雨量観測表	1	1	2		
	農地等以外の主な被害	(1)	(1)	(2)		
要領 様式 2	計画概要書	1	1	2		
	・ 査定票の写し	1	1	2		
	・ 被災写真	1	1	2		
	・ 位置図	1	1	2		
	・ 査定設計書	1	0	1		
要領 (別紙 4)	地区別一覧表					
要綱 様式 1	補助率増高申請書 (単年災害)	1	1	2	原本	
	様式 2 補助率増高申請書 (連年災害)	1	1	2		
	・ 補助率増高申請内訳	1	1	2		
	・ 年災別箇所別等災害復旧事業費内訳	1	1	2		
	・ 耕作者名簿	1	1	2		
	・ 字切図	0	1	1		
	・ その他資料	1	1	2		
要綱 様式 3	特別措置適用申請書	1	1	2		
	・ 補助率計算内訳	1	1	2		
	・ 暫定措置法による補助率算定表	1	1	2		
	・ 年災別箇所別等災害復旧事業費内訳	1	1	2		
	・ 耕作者名簿	1	1	2		
	・ 字切図	0	1	1		
	・ その他資料	1	1	2		
要綱 様式 4 (※ 4-2) (別紙 1) (別紙 2) (別紙 3)	補助金交付申請書	1	0	1	(交付申請時に軽微 変更をする場合)	
	(※通知前事業着手の場合)	(1)	0	(1)		
	・ 災害復旧事業補助計画書	1	0	1		
	・ 事業 (補助) 計画概要書	1	0	1		
	・ 収支予算書 (または精算書)	1	0	1		
	(・ 変更理由書)	(1)	(0)	(1)		
	(・ 計画変更比較表)	(1)	(1)	(2)		
	(・ 変更実施設計書)	(1)	(0)	(1)		
	要綱 様式 5	通知前事業着手承認申請書	1	0		1
・ 事業計画概要書		1	0	1		
・ 収支予算書		1	0	1		
・ 許可または許可証書等		1	0	1		
・ 議決書または同意書		1	0	1		

様式番号	名称	提出部数			備考	
		事務所	県本課	計		
要綱 様式 7 要領 (別紙5)	事業計画変更承認申請書	(1) 1	(3) 0	(4) 1	(重要変更時) ※県本課3部のうち、 2部は写し	
	・変更理由書	(1) 1	(3) 0	(4) 1		
	・計画変更比較表	(1) 1	(3) 1	(4) 2		
	・事業(補助)計画概要書	(1) 1	(3) 0	(4) 1		
	(・収支予算書)	(1) 0	(3) 0	(4) 0		
	・実施設計書	(1) 1	(3) 0	(4) 1		
	・その他変更説明資料	(1) 1	(3) 0	(4) 1		
	・変更地区別一覧表	(1) 1	(1) 1	(2) 2		
	要領 様式 3	中止(廃止)申請書	1	2		3
	要綱 様式 8	補助金変更承認申請書	(1) 1	(0) 0		(1) 1
(・変更理由書)		(1) 0	(0) 0	(1) 0		
(・災害復旧事業変更補助計画書)		(1) 1	(1) 1	(2) 2		
(・計画変更比較表)		(1) 1	(1) 1	(2) 2		
(・事業(補助)計画概要書)		(1) 0	(0) 0	(1) 0		
(・収支予算書)		(1) 0	(0) 0	(1) 0		
(・実施設計書)		(1) 0	(0) 0	(1) 0		
(・その他変更説明資料)		(1) 0	(0) 0	(1) 0		
要綱 様式 9	遂行状況報告書	1	1	2		
要綱 様式 10	進捗状況報告書	1	1	2		
要綱 様式 11	工事完了報告書	1	1	2		
要綱 様式 12	実績報告書	1	0	1		
	・事業成績書	1	0	1		
	・補助事業の成果	1	0	1		
	・収支精算書	1	0	1		
	(・消費税等相当額報告書)	1	0	1		
要綱 様式 13	・事業計画概要書	1	0	1		
	・出来高設計書	1	0	1		
	・完了写真	1	0	1		
	・概算払請求書	1	0	1		
要綱 様式 14	・概算払請求書	1	0	1		
要領 様式 4 (※4-2)	しゅん工認定票	1	0	1		
	(※県有施設の場合)	(1)	(0)	(1)		

農地、農業用施設被害集計表（暫定法関係）

都道府県名：滋賀県
災害名：〇〇前線豪雨
発生期間：〇/〇~〇/〇

報告者 〇〇農業農村振興事務所
田園振興課
職・氏名 〇〇 〇〇〇〇

(例：風水害の場合)
今回災害の降雨量等
観測所名：〇〇観測所
日雨量：〇日 〇〇mm
連続雨量：〇~〇日 〇〇mm
風速：〇〇m/s

報告日時：〇/〇 〇時〇分
報告回数：第〇回（継続・最終）

台風の中心示度：〇〇hPa

単位：千円

市町村名	農地		農業用施設		合計		農業用施設内訳										備考	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	ため池	頭管工	水路	揚水機	堤防	道路	橋梁	農地保全施設				
現市町村	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
〇〇市																		
旧〇〇市																		
旧〇〇町																		
旧〇〇町																		
旧〇〇村																		
旧〇〇町																		
〇〇町																		
旧〇〇町																		
旧〇〇町																		
旧〇〇村																		
〇〇市																		
旧〇〇市																		
旧〇〇町																		
旧〇〇町																		
〇〇町																		
(〇〇農業農村振興事務所)																		
合計																		

※旧市町村：「市町村の合併の特例等に関する法律 第19条」に該当する合併前の市町村名を記入する。
 ※今回災害の降雨量等：当該災害発生期間中で当該都道府県における被災のあった箇所のうち最大値を記入する。また、地震災害では最大震度、マグニチュード等を記載する等、災害事象に応じて適宜項目を変更する。
 ※市町村毎の「今回災害の雨量等」については別葉にて提出願います。

様式1

被害報告書

第 号
平成 年 月 日

滋賀県知事

市町長氏名

平成 年 月 日から 月 日までの により、別紙のとおり農地および農業用施設に災害が発生したので、滋賀県農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第3条1項の規定により報告します。

記

1. 被害箇所一覧表 (別紙1)
2. 降雨量観測量 (別紙2)
- (3. 農地および農業施設以外の主な被害 (別紙3))

被害箇所一覧表

【 農地 ・ 農業用施設 】

市町村	場 所	工 種	被 害		被 害 状 況	被 災 年 月 日 時 間
			数 量	金 額		
	計	ヶ所				
	小 災 その他	(ヶ所)				
	合計					

- (注) 1. 各所を市町管内図（1/25,000～1/50,000）にプロットした位置図を添付。
 2. 数量は査定票の記入要項に準じること。
 3. 被害状況は、現況施設の構造の概略および被災の状況を簡略に書く。
 なお、説明困難な場合には簡単な略図等を添付すること。
 4. 一覧表は「農地・農業用施設」別に作成すること。
 5. 小災その他については、ヶ所数と金額のみを記入すること。

降雨量観測表

番号	観測地点	観測所名	月 日		月 日		月 日		備 考
			日雨量	時間雨量	日雨量	時間雨量	日雨量	時間雨量	

- (注) 1. 日雨量は最大24時間雨量、時間雨量は最大時間雨量を記入すること。
2. 日雨量・時間雨量とも上段に日・時を記入すること。

〔 例 7. 3～8. 3 、 7日の3時
8日の3時 〕

農地及び農業用施設以外の主な被害

一 般 被 害			施 設 関 係 被 害			
区 分	数 量	備 考	区 分	数 量	金 額	
罹 災 総 数	世 帯	世帯	公 共 土 木 施 設	河 川	箇所	千円
	人 員	人		海 岸	〃	
				砂防施設	〃	
人 的 被 害	死 者	人		林地荒廃防 止施設	〃	
	行方不明	人		道 路	〃	
	負傷	人		港 湾	〃	
			漁 港	〃		
建 物 被 害	全 壊	棟	計	〃		
	半 壊	〃	林	荒廃林等	ha	
	流 失	〃	業	林 道	箇所	
	一部破損	〃	設	計		
	床上浸水	〃	そ の 他			
	床下浸水	〃				
	非 住 家	〃				
	計					

様式2

平成 年災害復旧事業（補助）計画概要書

第 号
平成 年 月 日

滋賀県知事

住 所
事業主体名
代表者名 印

平成 年 月 日に災害査定のあった下記地区について、滋賀県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱第3条4項の規定により、災害復旧事業（補助）計画概要書を提出します。

記

1. 災害名
2. 地区および箇所番号、工種

地 区 別 一 覧 表

【 農地・農業用施設 】

番 号		所 在 地			事 業 体	被 害 額	申 請			備 考	採 択 条 項	投 棄 量 等
地区	箇所	郡 市	町 村	字			工種	数量	金額			
		計										
		小 災 その他										
		合 計										

※「農地」、「農業用施設」別に集計すること。

平成 年発生団体営災害復旧事業 検査 復命書
調査

地区箇所番 号	/	工種	施行場所	事業主体						
査定額	円	本年度割当内示年月日		平成 年 月 日						
実施設計額	円	補助金交付申請年月日		平成 年 月 日						
指令前着手承認年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号	補助金交付指令年月日 及び番号		平成 年 月 日 第 号						
工事着手年月日	平成 年 月 日	補助金交付決定額		円						
工事完了年月日	平成 年 月 日									
工事施行の方法	直営・請負	検査調査		平成 年 月 日						
代表者氏名または 請負人住所氏名				補助率 %						
事業費年度割 (補助金)	総額	前年度まで	本年度	年度以降						
	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()						
工事の 状況	科目 区分	前回までの出来高	今回の出来高	今回の出来高	確認額					
		事業量	事業費	事業量	事業費					
	工事請負費			円	円					
	計									
会 計 の 部 理 支 出 の 状 況	科目 区分	補助金		賦課金	借入金		起債	その他	合計	
		県	市町村		一時借入	融資				
	前回までの収入済額									
	今回収入済額									
	今後の収入予定額									
計										
支 出 の 状 況	科目 区分	工 事 費				工事 雑費	事務 雑費	小計	償還金 その他	合計
		請負工事	直 営 工 事							
		請負額	資材費	労務費	その他					
	前回までの支出済額									
	今回支出済額									
今後の支出義務額										
計										
検査 調査	検査の結果確認額									
特記事項										
<p>検査 本事業は 検査 の結果、上記のとおりでありましたので復命します。 調査</p> <p>平成 年 月 日 検査 員 ① 調査 員 ②</p> <p>滋賀県知事 様</p>										

記入例

平成26年発生団体営災害復旧事業

~~検査~~
調査

復命書

地区箇所番	501/〇〇〇	工種	ため池	施行場所	〇〇町〇〇	事業主	〇〇〇町			
査定額	4,039,000円		本年度割当内示年月日		平成27年3月18日					
実施設計額	3,780,000円		補助金交付申請年月日		平成27年3月20日					
指令前着手承認年月日及び番号	平成27年2月6日 滋近田第〇〇号		補助金交付指令年月日 及び番号		平成26年3月20日 滋近振田第〇〇号					
工事着手年月日	平成27年2月24日		補助金交付決定額		1,400,000円					
工事完了年月日	平成27年3月25日									
工事施行の方法	直営・ 請負		検査 調査		平成27年4月2日					
代表者氏名または 請負人住所氏名	〇〇郡〇〇町〇〇番地 (株) 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇				補助率80.4%					
事業費年度割 (補助金)	総額	前年度まで	本年度	年度以降						
	3,780,000円 (3,039,120)	2,038,706円 (1,639,120)	1,243,782円 (1,000,000)	497,512円 (400,000)						
工事の 状況	科目	前回までの出来高確認額		今回の出来高		今回の出来高確認額				
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費			
	工事請負費	1式	3,780,000円			1式	1,243,782円			
	計		3,780,000円		0円		1,243,782円			
収入 の 経 部	科目	補助金		賦課金	借入金		起債	その他	合計	
		区分	県		市町村	一時借入				融資
	前回までの収入済額	1,639,120		399,586				0	2,038,706	
	今回収入対象額	1,000,000		243,782				0	1,243,782	
	今後の収入予定額	400,000		97,512				0	497,512	
計	3,039,120	0	740,880				0	3,780,000		
支出 の 状 況 部	科目	工 事 費				工事 雑費	事務 雑費	小計	償還金 その他	合計
		区分	請負工事	直 営 工 事						
	前回までの支出済額	3,780,000						3,780,000		3,780,000
	今回支出済額							0		0
	今後の支出義務額							0		0
計	3,780,000				0	0	3,780,000		3,780,000	
検査 調査の結果確認額					3,780,000円					
					(うち今回 出来高確認分		1,243,782円)			
特記事項	検査の結果適正に執行されたものと認めます。									
<p>検査 調査の結果、上記のとおりでありましたので復命します。</p> <p>平成27年4月2日 検査 員 主幹 〇〇 〇〇 印</p> <p>調査 員 主査 〇〇 〇〇 印</p> <p>滋賀県知事 三日月 大造 様</p>										

平成 年災害復旧事業中止（廃止）申請書

第 平成 年 月 号
平成 年 月 日

滋賀県知事

住 所
事業主体名
代表者名

平成 年災害復旧事業の計画を別紙理由により 中止・廃止 したいので、滋賀県農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要領第12（7）の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事業 主体	箇所 番号	所在地	工種	総事業費		中止（廃止）の理由
				事業費	補助金	

しゅん工認定票

事業主体名	課長	係長
所属部課名		

平成 年 災 / 地区名: / 平成 年 月 日

地 区 名: / 認定年月日: / 超過交付額

補助金交付済額	認定額	超過交付額	概算還付措置済額	返還金額	備考
① 円 0	② 円 0	円 0	円 0	円 0	

交付状況	円	
	事業費	補助金
年度		
年度		
年度		
合計=①	0	0

認定状況	円	備考
本工事費	0	
測量及び試験費	0	
工事雑費	0	
応急工事費	0	
事務雑費	0	
合計 = ③	0	②認定額 = ③ × = 0

認定内容 復旧工事計画

完了出来形

検査員

印

検査員

印

しゅん工認定票

記入例

事業主体名	●●●市	課長	(印)	係長	○○○
所属部課名	●●●部●●●課		(印)		(印)

平成 25 年 災 501 / ○○○
 地区 名 : 平成 28 年 3 月 29 日
 認定年月日 :

補助金交付済額	検査認定額	超過交付額	概算還付措置済額	返還金額	備考
① 円 12,706,200	円 ② 12,706,200	円 0	円 0	円 0	

交付状況	円	
	事業費	補助金
25年度	0	0
26年度	15,384,615	10,000,000
27年度	4,163,385	2,706,200
合計=①	19,548,000	12,706,200

認定状況	円	備考
本工事費	19,548,000	
平成25年度第1号○○地区その1工事	13,500,000	
平成25年度第2号○○地区その2工事	2,268,000	
平成25年度第3号○○地区その3工事	3,780,000	
測量及び試験費	0	
工事雑費	0	
応急工事費	0	
事務雑費	0	
合計 = ③	19,548,000	②認定額 = ③ × 0.65 = 12,706,200

認定内容 復旧工事計画 水路工 L=108m、ふとん籠工 L=15m
 完了出来形 水路工 L=108m、ふとん籠工 L=15m

検査員 ○ ○ ○ ○ ○ ○ (印)
 検査員 ○ ○ ○ ○ ○ ○ (印)

しゅん工認定票

事業主体名	課長	係長
所属部課名		

平成 年 災
 地区 名：
 認定年月日： 平成 年 月 日

補助金交付済額	認定額	超過交付額	概算還付措置済額	返還金額	備考
①+② 円 0	③+④ 円 0	円 0	円 0	円 0	

交付状況	円	
	事業費	補助金
国補助		
年度		
年度		
年度		
合計	0	0 ①
県補助		
年度		
年度		
年度		
合計	0	0 ②

認定状況	円	備考
本工事費	0	
測量及び試験費		
工事雑費		
応為工事費		
事務雑費		
合計 = ⑤	0	⑤ × ③ = 0 ③
		⑤ × (1 - 0.00) × 1/3 = 0 ④

認定内容 復旧工事計画

完了出来形

検査員

印

検査員

印

しゅん工認定票

記入例

事業主体名	●●●市	課長	印	係長	○○○
所属部課名	●●●部●●●課		印		印

平成 25 年 災 501 / ○○○
 地 区 名 : 平成 28 年 3 月 29 日
 認 定 年 月 日 :

補助金交付済額	認 定 額	超 過 交 付 額	概算還付措置済額	返 還 金 額	備 考
①+② 14,986,800	円 ③+④ 14,986,800	円 0	円 0	円 0	

交付状況	円	
	事業費	補助金
国補助		
25年度	15,384,615	10,000,000
26年度	2,307,692	1,500,000
27年度	1,855,693	1,206,200
合 計	19,548,000	12,706,200 ①
県補助		
25年度	15,384,615	1,794,871
26年度	2,307,692	269,232
27年度	1,855,693	216,497
合 計	19,548,000	2,280,600 ②

認定状況	円	備 考
本工事業費	19,548,000	
	13,500,000	平成25年度第1号○○地区その1工事
	2,268,000	平成25年度第2号○○地区その2工事
	3,780,000	平成25年度第3号○○地区その3工事
測量及び試験費	0	
工事雑費	0	
応為工事費	0	
事務雑費	0	
合 計 = ⑤	19,548,000	⑤ × 0.65 = 12,706,200 ③ ⑤ × (1 - 0.65) × 1/3 = 2,280,600 ④

認定内容 復旧工事計画 水路工 L=108m、ふとん籠工 L=15m
 完了出来形 水路工 L=108m、ふとん籠工 L=15m

検 査 員 ○ ○ ○ ○ ○ ○

検 査 員 ○ ○ ○ ○ ○ ○

印

印